

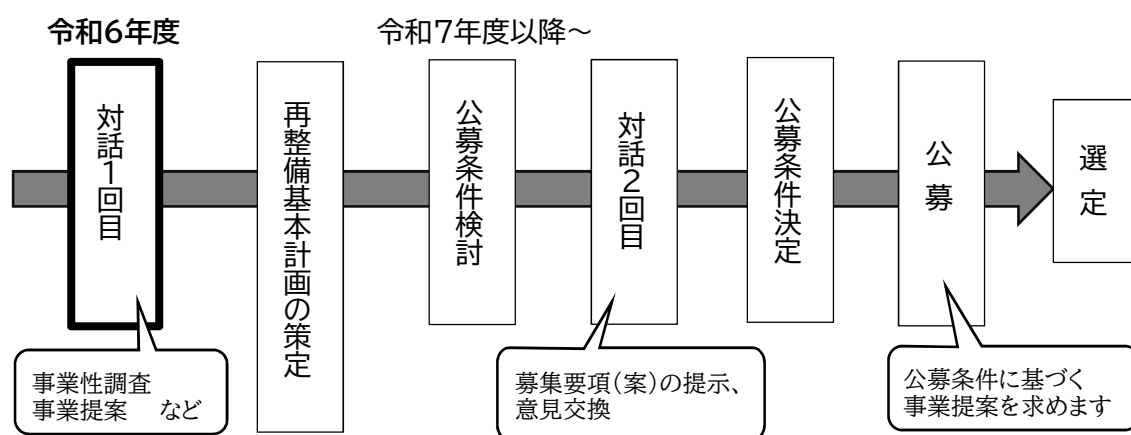
農業文化園・戸田川緑地(南地区)魅力向上事業における民間活力導入についての サウンディング(対話1回目)調査実施要領

本市では、港区の南陽地区に位置する「農業文化園」(平成元年開園)及び隣接する「戸田川緑地(南地区)」(平成 6 年開園)の一体的な魅力向上事業の方針について検討を行っています。今回、本事業における公民連携の可能性を調査するため、民間事業者の皆様を対象にした「サウンディング(対話 1 回目)調査」を実施します。

本調査の目的は、魅力向上事業における本市の基本的な考え方をお示ししたうえで、民間事業者の皆様との対話をへて、より実効性の高い再整備基本計画を策定したいと考えています。あわせて、民間事業者の皆様のアイデアやノウハウを最大限発揮できるような公募条件を検討していきたいと考えています。現段階での事業者公募までのプロセス(想定)については、下図のとおりです。

農業文化園・戸田川緑地(南地区)魅力向上事業における民間活力導入について、幅広い業種の皆様からのご提案・ご意見をお待ちしています。

● 想定プロセス



1. サウンディング(対話1回目)調査について

【日 程】	令和6年10月15日(火)～1、2週間程度 (1グループ1時間半程度を想定)
【場 所】	名古屋市中区千代田一丁目 5-8 中土木事務所ビル3階第一会議室(予定)
【対 象 者】	事業実施に関心のある法人または法人のグループ等
【方 法】	直接対話 ※ご希望により、web 会議システムによる対話(Zoom を想定)も可能です。

(1) サウンディング調査の流れ

実施要領の公表	令和6年9月4日(水) ※市 HP で公表
質問の受付	令和6年9月4日(水)～10月4日(金)
対話参加の申込期限	令和6年10月4日(金)
サウンディング実施	令和6年10月15日(火)～10月 23 日(水) ※予定
実施結果概要の公表	令和6年11月下旬(予定)

(2) 対話参加の申込み方法(事前申込制)

- 様式1 **【エントリーシート】** に必要事項を記入し、E-mail に添付のうえ、期限までにお申込みください。
申込後、個別に日程をご連絡します。

【申込期限】 **令和6年10月4日(金)まで**

【申 込 先】 a2461@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp (緑政土木局都市農業課)

※メール件名を**【サウンディング参加申込】**と記載してください。

(3) 提案シートの提出(対話参加条件)

- 記入済みの様式2 **【提案シート】** 及び必要に応じて補足資料を E-mail に添付のうえ、期限までにご提出ください。

【提出期限】 **サウンディング予定日の1週間前まで**(午後5時締切)

【提 出 先】 a2461@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp (緑政土木局都市農業課)

※メール件名を**【サウンディング提案シート】**と記載してください。

(4) 事前質問シートの提出(任意)

- ・ サウンディング調査や農業文化園・戸田川緑地(南地区)について質問がある場合は、様式3 **【事前質問シート】** に質問事項を記入し、E-mail に添付のうえ、期限までにご提出ください。頂いた質問は対話の際に回答します。

【提出期限】 **令和6年10月4日(金)まで**(午後5時締切)

【提出先】 a2461@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp (緑政土木局都市農業課)

※メール件名を**【事前質問シート】**と記載してください。

2. サウンディング(対話1回目)に係る基本事項について

(1) 農業文化園・戸田川緑地(南地区)の概要(現状と課題)

立地状況や施設状況について、別紙1【農業文化園・戸田川緑地(南地区)の現状と課題】、別紙2【令和4年度 ネット・モニターアンケート】をご確認ください。

なお、現地見学会は予定していません。公園として開放されているエリアについては、本市や現地管理者への事前連絡等は不要ですので、ご自由に見学ください。

(2) 農業文化園・戸田川緑地(南地区)の魅力向上について(基本的な考え方)

市の基本的な考え方について、別紙3【農業文化園・戸田川緑地(南地区)の魅力向上について(基本的な考え方)】をご確認ください。

3. 対話内容

別紙3【農業文化園・戸田川緑地(南地区)の魅力向上について(基本的な考え方)】を踏まえ、ご提案・ご意見を願います。提案できる事業のみでの対話も可能です。なお、再整備の方針や例にない施設・サービスの提案も可能です。その場合は、提案する事業のコンセプトや内容とあわせてご提案ください。

(1)前提条件等

- ・ 今回の魅力向上事業の対象地区は、「農業文化園・戸田川緑地(南地区)」であり、戸田川緑地(中央地区・北地区)については対象としていませんが、任意で中央地区・北地区での事業提案も可能です。
- ・ 送電線や暗渠など現地の制約から建築ができない、もしくは制限のあるエリアがあります。別紙1をご確認ください。
- ・ 農業科学館やフラワーセンター、陽だまり館、レストハウスなどの各建築物については、撤去を想定していますが、再利用する提案も可能です。
- ・ とだがわこどもランドは今回の対象地区ではありません。
- ・ 令和7年4月から令和10年9月末(予定)まで、戸田川緑地(南地区)駐車場の一部に南陽支所の仮設庁舎が設置される予定です。詳細については別紙4【南陽支所仮設庁舎の建設について】を参照ください。

(参考)

- ・ 本事業対象地区と、戸田川緑地中央地区・北地区を含めた区域が現在の指定管理業務の区域です。現在の指定管理業務の内容や管理区域等については、下記のURLにてご確認ください。

市HP:名古屋市農業文化園・戸田川緑地指定管理者の候補者等選定結果について

<https://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000153208.html>

- ・ 農業文化園・戸田川緑地の管理運営状況は下記URLにてご確認ください。

(参考)令和4年度点検評価実施結果(緑政土木局分)

<https://www.city.nagoya.jp/somu/page/0000167310.html>

(2)提案いただきたい事項

別紙1～3, (1)前提条件等、並びに以下ア～キを踏まえ、別紙3で示した例の具体化を中心に事業をご提案ください。例にない施設・サービスの提案や、提案可能な事業だけの参加も可能です。各事業者の皆様がご持ちの実績や技術、ノウハウ等を生かした幅広いアイデアのご提案をお待ちしています。

- ア. 農業公園としての役割を踏まえ「体験」を軸とした農を身近に感じ、農への関心を高めるアイデアを期待します。
- イ. 戸田川緑地の総合公園としての役割を踏まえ、広範囲から多くの市民が訪れ、1年を通じてみどりで一日中楽しむことができるアイデアを期待します。
- ウ. その他、集客施設に関して、持続的な賑わい創出を図るための幅広いアイデアを期待します。
- エ. 利用者ニーズを捉えた施設整備等のハード面だけでなく、満足度の高いイベントの開催や体験プログ

ラム・講習会の企画運営といったソフト面の提案も期待します。

- オ. 収益施設の設置等に係る提案については、利用料金の大まかな想定についてもお提案ください。(なお、名古屋市都市公園条例、名古屋市都市公園条例施行細則に基づく設置管理許可使用料を本市に納付する必要がある可能性があります。※ただし、都市公園法に基づいた公園施設に限定はしていません。)
- カ. 農業文化園・戸田川緑地(南地区)の一部ではなく、全体を対象とした提案を期待します。
- キ. 今回の魅力向上事業において、本市が特に導入を期待する施設については以下のとおりです。下記施設について、施設規模、設置位置、販売品目、収支の見込み等、具体的なご提案・ご意見を期待します。

具体的事項	内 容
産直市場などの物販施設	市内生産農産物も取り扱う農産物・加工品の販売をおこなうもの
農産物を楽しめる飲食施設	市内生産農産物も用いたメニューを味わうことができるもの
体験農園	来園者がいつでも気軽に農業にふれあう収穫体験等が実施できるもの

- ・ 事業方式

現段階では、具体的な事業スキームは決まっています。設計から運営までを一括で発注する DBO 方式や設計と運営をセットで発注する DO 方式、都市公園における P-PFI や設置管理許可の活用など、想定しうる事業手法をご提案ください。

- ・ 事業期間

既存施設や管理運営については指定管理を、収益施設については都市公園条例等に基づく設置管理許可を想定しています。収益施設の事業性や持続性を確保するために必要な事業期間についてご提案ください。

- ・ その他

周辺地域や近隣施設等との連携や地域貢献の考え方、事業実施にあたっての課題、公募条件の希望など、その他事業全般に関するご意見等をお聞かせください。

4. サウンディング(対話1回目)調査にあたっての留意事項

(1) 対話参加の扱い

対話への参加実績は、この先事業者公募を実施する場合において、評価の対象とはなりません。

(2) 対話内容の扱い

対話でお伺いした内容は、再整備に向けた今後の具体的な事業化検討の参考とします。

(3) 対話に要する費用

対話に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(4) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話(文書照会含む)やアンケート等を行うことがあります。

(5) 対話結果の公表

ア. 対話内容等を簡潔化し、結果概要としてホームページ等で公表します

イ. 公表に際しては、あらかじめ参加事業者に表現の確認を行います。企業ノウハウに係る内容や、公表することにより事業者の権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがある内容は、その部分を非公表にすることができます。

ウ. 参加事業者名は公表しません。ただし、本サウンディングの参加事業者に対して自社名の公表を希望する事業者がいれば、公表を希望する事業者名のリストを作成し、公表を希望した事業者にのみ共有します。

(6) 参加除外条件

「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市市長等・愛知県警察本部長締結)に基づく排除措置対象法人等に該当している法人は対話の対象者として認めないこととします。

5. お問い合わせ先

連絡先	名古屋市 緑政土木局 農政部 都市農業課 都市農業支援担当
所在地	名古屋市中区三の丸3-1-1
電 話	052-972-4071
FAX	052-972-4141
E-mail	a2461@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp